

令和5年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

2番 乗田 栄一

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第 6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第 9号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第10号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について
議案第11号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第12号 令和5年事業計画(案)及び令和5年農作業労働賃金等標準額について
報告第 3号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第 4号 令和4年賃借料情報について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農林政策課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 5 年第 2 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお
願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行についま
して、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の
出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成
立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行
います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ
ていただきます。

議事録署名者には、12 番 阿部 喜代志 委員、13 番
小笠原 進 委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係
長、秋村金木支所長、農林政策課の山田主任をお願いいたし
ます。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年1月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、石岡則秋推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業2件、あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年1月25日午後1時30分から、相馬孝雄委員、佐藤伸一推進委員、三浦大推進委員で市浦地区の登記官照会1件。

令和5年2月7日午前9時30分から、小笠原進委員、奈良正推進委員で五所川原田川地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転1件、交換移転2件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字豊成字田子ノ浦、畑 1 筆、68 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆、2,778 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 150,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字川山字森内ほか、田 5 筆、合計 5,607 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,680,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字太刀打字常盤、畑 1 筆、998 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字長富字中道より南、田 1 筆、1,443 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 73,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字長富字中道より南、田 1 筆、2,278 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字毘沙門字上熊石、田 1 筆、2,178 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 400,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 2 筆、合計 280 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字梅田字燕口、畑 1 筆、2, 175 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 217,500 円の有償移転です。
- 10 番 大字川山字甘木、田 1 筆、2, 879 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
No. 11 と交換です。
- 11 番 大字川山字甘木、田 1 筆、3, 100 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
No. 10 と交換です。
- 12 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、畑 1 筆、合計 1, 277 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 13 番 相内実取、田 2 筆、合計 3, 347 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 850,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 6 号についての説明が終わりました。
所有権移転 1 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転 1 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転 1 番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、8 番、石岡清一委員は退席をお願いいたします。

石岡清一委員 (退 席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (な し)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転 1 番について原案のとおり許可いたします。

8 番 石岡清一委員の入室を許可いたします。

議長 つづきまして、議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7 ページをご覧ください。

議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

8ページをご覧ください。

1番 大字田川字藪里、田1筆、232㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約2.2kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

譲受人は、現在つがる市のアパートに住んでいるが子供の成長と共に手狭となり、実家近くに住みたいと考え、住宅新築を計画し土地を探したが条件に合う土地が無かったことから、父の所有する農地を譲り受け今回の申請に至りました。

転用面積は一般個人住宅の目安となる500㎡以内であり、土地利用計画については、北・東・南は宅地、西側は農地、敷地周辺にはL型擁壁を施し、土砂の流出を防ぎます。周辺は宅地化が進み耕作している農地は西側に広がっているが、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、9ページをご覧ください。

議長 議案第7号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参与 10ページをご覧ください。

議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定67件、所有権移転8件です。

11ページ、番号1番から41ページ67番までの利用権設定67件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

42ページ、番号1番から47ページ8番までの所有権移転8件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第8号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、利用権設定1番・2番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第8号の1番・2番以外について原案のとおり決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定1番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、3番 外崎委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

3番 外崎委員の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定2番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第9号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 48ページをご覧ください。

議案第9号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件

1番 農地の所在は、十三古中道、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。車庫が建築され、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第9号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第9号について原案のとおり承認いたします。

議 長 つづきまして、議案第10号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題といたします。
参与からの説明をお願いします。

参 与 49ページをご覧ください。

議案第10号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求めるものです。

1 番 農地の所在は大字高野字柳田、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出がありました、五所川原東地区は、遊休農地が相当程度存在し、今後も増加することが予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積を1㎡とし、区域は五所川原東地区と設定したいので承認を求めます。

議長 議案第10号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第10号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第11号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参与 50ページをご覧ください。

議案第11号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものがあります。件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字磯松字磯部、田5筆、期間は4年。借り賃は10aあたり10,000円です。

受け手の決定理由は、借人の家族が経営する法人への権利移動です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議長 議案第11号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第11号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第12号「令和5年事業計画（案）及び令和5年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 51ページをご覧ください。

議案第12号令和5年農業委員会事業計画（案）及び令和5年農作業労働賃金等標準額について、令和5年五所川原市農業委員会事業計画及び令和5年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を求めるものです。

提案理由、農業委員会等に関する法律、第6条に規定する事務を執行するため、本会の承認を求めるものです。

52ページをご覧ください。

令和5年五所川原市農業委員会事業計画（案）です。

I 基本方針、われわれ農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚を持ち、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員そして農地中間管理機構が連携し、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図りながら豊かな農村環境を形成することを目的に取り組むものとします。

○ 事業計画です。

1. 土地対策（1）農地の有効利用としまして、

- ① 農地制度の着実な実施に向けて、制度の普及啓発に取り組むとともに、審議の公平性、公正性、透明性をより高め、優良農地の確保と有効利用に全力で取り組む。
- ② 一般企業の農地の貸借による農業への参入にあたり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じさせないため、厳格な審査と適正利用の監視強化に努める。
- ③ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を策定し、認定農業者等担い手農家への農地の集積を図る。
- ④ 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資するよう農用地域内にある土地について、その土地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転等のあっせん事業により、農地の流動化を図る。
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法により所有権移転するものについて、農業者の経費軽減を図るため、登記嘱託事務を行う。以上5つを大きな柱として取り組む計画としたいと思います。

（2）農地パトロールの強化と遊休農地利用の増進

（3）農地台帳の整備

農地の利用状況、権利関係等を速やかに調査し、最新の情報を管理する。

(4) 公益社団法人あおもり農業支援センター受託事業を、適正利用に関する指導を行いながら農地流動化を促進する。

2. 人と経営対策としまして、

(1) 「人・農地プラン」に基づく取組み

(2) 経営感覚に優れた農業者の育成

(3) 農業者年金業務受託事業

他の制度にない優位性を周知することで、加入推進の取組みを強化していく。

(4) 認定農業者等との意見の交換と政策提案

(5) 地域に根ざした農政運動の展開

消費者との交流をおこなう等地域に根ざした農政運動を展開する。

3. 広域対策としまして

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の地区担当制

(2) 広報活動の推進

(3) 行動力あふれる農業委員会活動

農業振興の維持・発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員による各種研修会や地区交流会等を開催し、行動する農業委員会づくりを推進するため、計画いたしました。

つづいて令和5年農作業労働賃金等標準額について説明いたします。54ページをご覧ください。

農作業労働賃金等標準額は、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。

昨年度からの変更点は、青森県最低賃金が令和4年10月5日より時給822円から853円に改定されたことに伴う農作業労働日雇賃金の改定で、上の表の農作業日雇賃金が6,600円から6,900円に増額となりました。下表の農業用機械賃借料は令和4年と同様です。

議 長 　　ただいま、説明いたしました議案第 1 2 号について、ご質問・ご意見はございませんか。

委 員 　　（な し）

議 長 　　ご質問が無いようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　（異議なしの声あり）

議 長 　　ご異議がありませんので、議案第 1 2 号について、原案のとおり承認いたします。

　　以上、議案第 6 号から第 1 2 号まで全ての審議が終了いたしました。

　　報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

　　事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 　　（報告）

議 長 　　その他に何かございませんか。

議 長 　　以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。